

附属書十二-A

ビジネス関係者の一時的な入国に関する日本国の約束表

1 この表は、ビジネス関係者の一時的な入国について、第十二・四条（一時的な入国の許可）の規定に従って日本国の約束を記載するものである。

2 日本国は、他の締約国が申し出る区分のいかんを問わず、全ての締約国に対しこの附属書の規定に基づく約束を及ぼす。

3 この表の規定の適用上、「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

区分の説明	条件及び制限（滞在期間を含む。）
A 短期の商用訪問者	九十日を超えない期間（この期間は、更新することがで
定義	九十日を超えない期間（この期間は、更新することがで

<p>業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自ら物品若しくはサービスを提供することなく日本国に滞在するビジネス関係者</p>	<p>きる。））、一時的な入国が許可される。</p>
<p>区分の説明</p>	<p>条件及び制限（滞在期間を含む。）</p>
<p>B 企業内転勤者</p> <p>1 この区分に基づき一時的な入国を許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、一時的な入国が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、日本国の法令に従って認められた配偶者及び子であり、当該ビジネス関係者から扶養を受け、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（その改正を含む。以下同じ。）に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。</p> <p>2 1の規定に基づき一時的な入国が許可された配偶者については、日本国に居住している間に申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。</p>	
<p>定義</p>	<p>五年を超えない期間（この期間は、更新することができ</p>

日本国への一時的な入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国において物品若しくはサービスを提供し、又は投資を行う企業によって雇用されているビジネス関係者（日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものに限る。）であつて、当該企業の日本国における支店若しくは代表事務所へ転任するもの又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される企業に転任するもの

- (a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として企業を管理する活動
- (c) 企業の一又は二以上の部門を管理する活動
- (d) 自然科学（物理学及び工学を含む。）若しくは人文科学（法学、経済学、経営学及び会計学を含む。）に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈 1 この B の規定の適用上、企業が他の企業と「関

る。）、一時的な入国が許可される。

この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、原則として当該ビジネス関係者に許可された一時的な入国の期間と同一の期間、一時的な入国が許可される。

<p style="text-align: center;">区分の説明</p>	<p style="text-align: center;">条件及び制限（滞在期間を含む。）</p>
<p>C 投資家</p> <p>1 この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、一時的な入国が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、日本国の法令に従って認められた配偶者及び子であり、当該ビジネス関係者から扶養を受け、並びに出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動</p>	<p>注釈2 (d)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該ビジネス関係者が、原則として、大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによって授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。</p>

<p>D 資格を有する自由職業家</p>	<p>区分の説明</p>	<p>定義</p> <p>日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するビジネス関係者</p> <p>(a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動</p> <p>(b) 日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動</p> <p>(c) 日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理</p>	<p>五年を超えない期間（この期間は、更新することができず）、一時的な入国が許可される。</p> <p>この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、原則として当該ビジネス関係者に許可された一時的な入国の期間と同一の期間、一時的な入国が許可される。</p>	<p>2 1の規定に基づき一時的な入国が許可された配偶者については、出入国管理及び難民認定法に従って日本政府の許可を受けることができるものに変更することができる。</p> <p>2 1の規定に基づき一時的な入国が許可された配偶者については、日本国に居住している間に申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法に従って日本政府の許可を受けることができるものに変更することができる。</p>
<p>条件及び制限（滞在期間を含む。）</p>				

1 この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、一時的な入国が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、日本国の法令に従って認められた配偶者及び子であり、当該ビジネス関係者から扶養を受け、並びに出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2 1の規定に基づき一時的な入国が許可された配偶者については、日本国に居住している間に申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法に従って日本政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

定義

法律、会計又は税務のサービスの提供者として日本国の法令に基づく次に定める資格を有するビジネス関係者であつて、日本国における一時的な滞在の間に、次に定める対応する活動に従事するもの

(a) 日本国の法令に基づく「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令に基づく「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。））、一時的な入国が許可される。

この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、原則として当該ビジネス関係者に許可された一時的な入国の期間と同一の期間、一時的な入国が許可される。

- (c) 日本国の法令に基づく「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法令に基づく「海事代理人」としての資格を有する海事代理人が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法令に基づく「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス
- (f) 日本国の法令に基づく「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス
- (g) 日本国の法令に基づく「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス
- (h) 日本国の法令に基づく「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス
- (i) 日本国の法令に基づく「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス
- (j) 日本国の法令に基づく「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

区分の説明

条件及び制限（滞在期間を含む。）

<p>E 独立の自由職業家</p> <p>1 この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、一時的な入国が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、日本国の法令に従って認められた配偶者及び子であり、当該ビジネス関係者から扶養を受け、並びに出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。</p> <p>2 1の規定に基づき一時的な入国が許可された配偶者については、日本国に居住している間に申請があつた場合には、出入国管理及び難民認定法に従つて日本政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。</p>	<p>五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。））、一時的な入国が許可される。</p> <p>この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、原則として当該ビジネス関係者に許可された一時的な入国の期間と同一の期間、一時的な入国が許可される。</p>
<p>定義</p> <p>日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するビジネス関係者</p> <p>(a) 自然科学（物理学及び工学を含む。）若しくは人文科学（法学、経済学、経営学及び会計学を含む。）に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業</p>	



---

務」の在留資格において認められるもの

(b) 日本国にある大学若しくはこれに準ずる教育機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「教授」の在留資格において認められるもの

注釈 1 (a)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該ビジネス関係者が、原則として、大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによつて授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈 2 (a)に定める要件を満たす活動には、建築サービス、土木サービス、都市計画及び景観設計のサービス、会計、監査及び簿記のサービス、専門デザイン・サービス、貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービスに関連する活動を含む。

---

<p>区分の説明</p>	<p>条件及び制限（滞在期間を含む。）</p>
<p>F 契約に基づくサービス提供者</p> <p>1 この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、一時的な入国が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、日本国の法令に従って認められた配偶者及び子であり、当該ビジネス関係者から扶養を受け、並びに出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。</p> <p>2 1の規定に基づき一時的な入国が許可された配偶者については、日本国に居住している間に申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法に従って日本政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。</p>	<p>五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、一時的な入国が許可される。</p> <p>この区分に基づき一時的な入国が許可されたビジネス関係者に同行する配偶者及び子については、原則として当該ビジネス関係者に許可された一時的な入国の期間と同一の期間、一時的な入国が許可される。</p>
<p>定義</p> <p>1 他の締約国にある公私の機関であって日本国に業務上の拠がないもの（以下このFにおいて「他の機関」という。）の被用者であるビジネス関係者であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するもの</p> <p>(a) 自然科学（物理学及び工学を含む。）若しくは人文</p>	

---

科学（法律学、経済学、経営学及び会計学を含む。）に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

(b) 日本国にある大学若しくはこれに準ずる教育機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「教授」の在留資格において認められるもの

注釈1 (a)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該ビジネス関係者が、原則として、大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによって授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈2 (a)に定める要件を満たす活動には、建築サー

---

ビス、土木サービス、都市計画及び景観設計のサービス、会計、監査及び簿記のサービス、専門デザイン・サービス、貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービスに関連する活動を含む。

2 このFに規定する一時的な入国は、次の(a)及び(b)の要件が満たされることを条件として許可される。

(a) 日本国にある公私の機関（以下このFにおいて「日本国の機関」という。）と他の機関との間でサービスに関する契約が締結されていること。

(b) (a)に規定するサービスに関する契約の規定により、ビジネス関係者と日本国の機関との間で労働契約が締結されていることが確認されること。

注釈1 人員をあっせんし、及び提供するサービス（CPC八七二）に係るサービスに関する契約は、(a)に規定するサービスに関する契約から除外する。

注釈2 (b)に規定する労働契約は、日本国の関係法令に適合するものでなければならない。

(この附属書中他の締約国の表は省略)